

税金

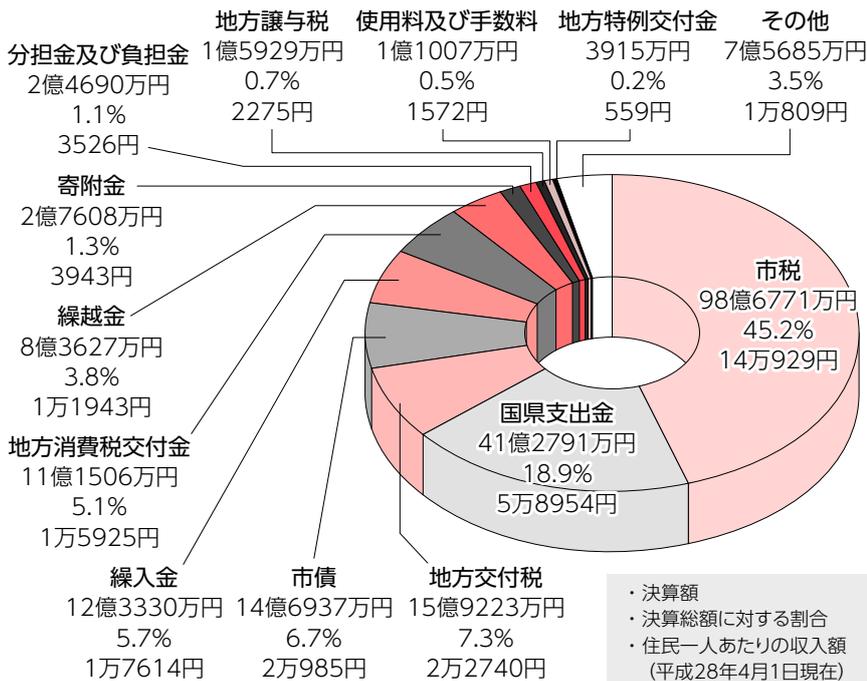
はこう使われました

平成27年度鶴ヶ島市一般会計決算では、歳入(収入)が218億3019万円、歳出(支出)が210億1165万円となりました。

この決算額は平成26年度と比較すると、歳入においては7億6673万円、3.6%の増額となり、歳出においては7億8445万円、3.9%の増額となりました。

歳入総額 218億3019万円

住民一人あたり 31万1774円



用語の解説

- ◆市税 市民税、固定資産税などの税収入
- ◆国県支出金 特定の事業のために国・県から支出されるお金
- ◆地方交付税 市の財政状況に応じて国から交付されるお金
- ◆市債 大きな事業などを行うために市が借り入れるお金
- ◆繰入金 他会計や基金から繰り入れるお金
- ◆地方消費税交付金 県の地方消費税収入の中から市に対して交付されるお金
- ◆繰越金 前年度から繰り越したお金

- ◆寄附金 市民などが無償で市に提供してくれるお金
- ◆分担金及び負担金 市が行う特定事業により利益を受けた方から負担していただくお金
- ◆地方譲与税 国の税収入の中から市に対して交付されるお金
- ◆使用料及び手数料 【使用料】公共施設などを利用した方から負担していただくお金【手数料】特定の方への行政サービスに対して負担していただくお金
- ◆地方特例交付金 住宅ローン控除の地方税減税による市の減収分を国から交付されるお金
- ◆その他 諸収入、財産収入、株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金など



市税は、個人市民税が給与所得や公的年金所得の増加により増収となったほか、固定資産税が企業の設備投資による償却資産の増加などにより増収となっています。その結果、市税全体では3年連続で前年度を上回り、70444万円の増(0.7%)となりました。

また、ふるさと納税制度を活用して、自主財源の確保を図ったことから、寄附金が1億4061万円の増(103.8%)となりました。

その一方で、富士見保育所改築事業(工事)や中学校校舎屋上防水等改修事業(工事)などの大規模事業が終了したことから、その財源として発行した市債が2億2119万円の減(△13.1%)となったほか、県支出金も減額となりました。

歳入全体としては対前年度3.6%の増となりました。

組合名	決算額(万円)
坂戸、鶴ヶ島 下水道組合	5億6095
坂戸地区衛生組合	4971
埼玉西部環境保全組合	7億 558
坂戸・鶴ヶ島 消防組合	9億2255
広域静苑組合	1521
坂戸、鶴ヶ島 水道企業団	120

一部事務組合とは、複数の市町村で事務の一部を共同処理するために設置された団体をいいます。市が構成している一部事務組合は6組合あります。

一部事務組合負担金

会計名	歳入(万円)	歳出(万円)
国民健康保険	90億5495	88億2761
後期高齢者医療	5億4620	5億4421
介護保険	33億1850	31億3373
一本松土地区画整理事業	2億9302	2億2944
若葉駅西口土地区画整理事業	2億8348	2億5556

特別会計は、一般会計とは別に、特定の事業を行うために条例などによって設置されるものです。

特別会計決算

歳出総額 210億1165万円

住民一人あたり 30万85円

用語の解説

《目的別》

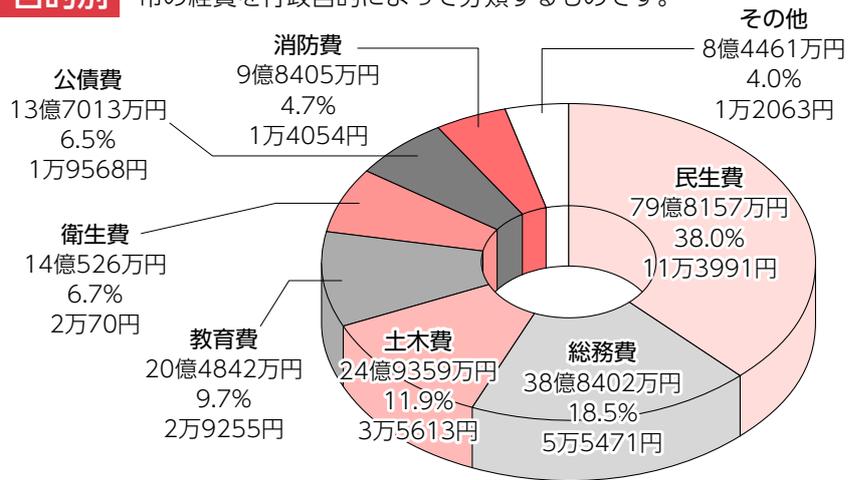
- ◆**民生費** 子ども、高齢者、障害者などの福祉全般の事務・事業に使うお金
- ◆**総務費** 住民窓口、課税徴収、IT化など市の総合的な事務に使うお金
- ◆**土木費** 道路、公園整備などに使うお金
- ◆**教育費** 学校運営の費用、生涯学習、スポーツなど教育全般の事務・事業に使うお金
- ◆**衛生費** 保健衛生、公害対策など安全で衛生的な生活のために使うお金
- ◆**公債費** 市債を返済するために使うお金
- ◆**消防費** 消防や災害対策に使うお金
- ◆**その他** 商工費、議会費、諸支出金など

《性質別》

- ◆**扶助費** 生活保護法など各種法令に基づき、被扶助者に対して支給されるお金
- ◆**人件費** 報酬、給料、職員手当など、通常労働の対価として支払われるお金
- ◆**補助費等** 一部事務組合への負担金および団体などへの補助金
- ◆**物件費** 消耗品・備品の購入費、業務の委託料などに要するお金
- ◆**繰出金** 他会計や基金（定額を運用するもの）に対して支出するお金
- ◆**公債費** 市債を返済するために使うお金
- ◆**普通建設事業費** 道路、区画整理などの都市基盤や市民センター、学校などの公共施設の整備に要するお金
- ◆**その他** 積立金、維持補修費など

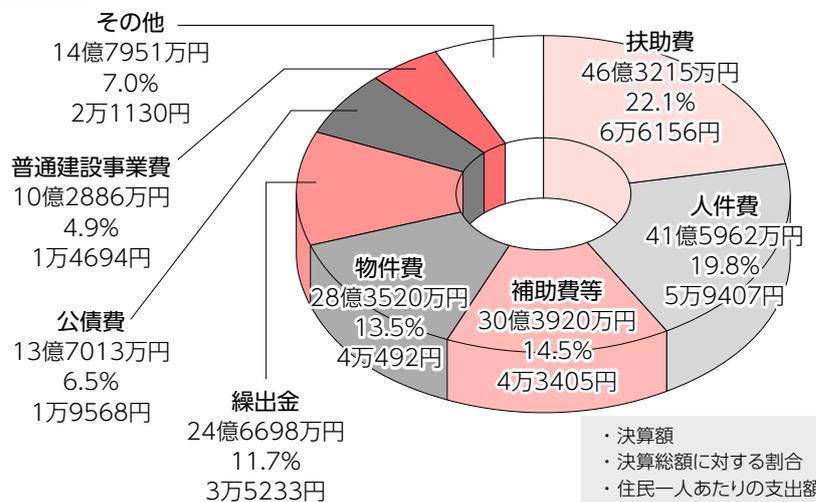
目的別

市の経費を行政目的によって分類するものです。



性質別

市の経費を経済的性質によって分類するものです。



・決算額
・決算総額に対する割合
・住民一人あたりの支出額
(平成28年4月1日現在)

市債とは、道路や公園などを整備する財源や財源の不足を補てんするために、国や金融機関などから借り入れたお金です。市債の発行については、長期間利用される公共施設の整備にかかる費用を単年度で負担するのではなく、その施設を利用する将来の市民にも経費を分担してもらい、世代間の公平性を保つ役割

市債残高の推移

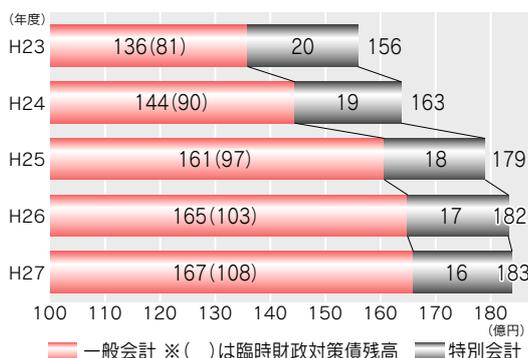
民生費は、79億8157万円、全体の38.0%を占めています。富士見保育所改築事業（工事）や民間保育所整備支援事業が終了したことなどにより減額となっています。総務費は、38億8402万円、全体の18.5%を占めています。ふるさと納税による寄附金を寄附したことや庁舎窓口環境改善事業などを行ったことにより増額となっています。土木費は、24億9359万円、全体の11.9%を占めています。都市計画道路整備事業や一本松地区地区計画住環境整備事業などを行ったことにより増額となっています。歳出全体としては対前年度3.9%の増となりました。

用語の解説

◆臨時財政対策債

国の地方交付税総額の不足に対応するもので、後年度の元利償還金が全額補てんされる市債。実質的には地方交付税の代替となる財源。

平成13年度以降、国の地方財政計画に基づき発行せざるを得ないものとなっており、この発行額の増加が市債残高を押し上げる主な要因となっています。



もありません。なお近年、市債残高が増加していますが、臨時財政対策債の借入れが大きな要因となっています。いずれにしても、市債は将来に負担を残すため、市ではバランスを取りながら市債を活用するよう努めています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき健全化判断比率を公表します

健全化判断比率は、市の財政状況を「早期健全化」と「財政再生」の2段階の基準によりチェックするとともに、特別会計や企業会計もあわせた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

表の見方

4つある比率のうち、すべてが基準内であれば「健全段階」となり、いずれかが基準を超えた場合には、その程度により「早期健全化段階」「財政再生段階」

となります。

平成20年度の決算から、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を図ることが法律により義務付けられました。

鶴ヶ島市はいずれの数値も基準を下回っているため「健全段階」に区分されますが、今後も行財政改革を積極的に推進し、一層の健全化に取り組んでいきます。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
鶴ヶ島市	—	—	7.0	14.7
早期健全化基準	13.00	18.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため—で示しています。

用語の解説

実質赤字比率 一般会計などの実質赤字が標準財政規模に占める割合

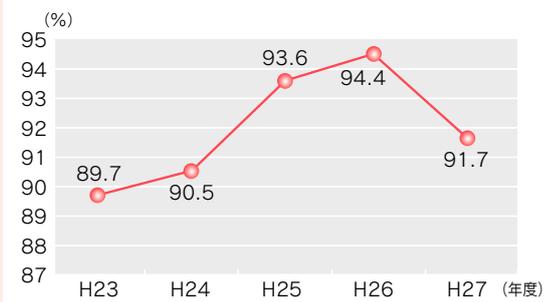
連結実質赤字比率 市の全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

実質公債費比率 市の全ての会計および一部事務組合などが負担する実質的な公債費が標準財政規模に占める割合

将来負担比率 公債費や債務負担行為、職員の退職手当など、市の全ての会計や一部事務組合、土地開発公社に係る将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

※標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

経常収支比率の推移



鶴ヶ島市 91.7% (前年比 △2.7ポイント)

左のグラフは経常収支比率の推移を表すグラフです。経常収支比率は、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費などのように毎年度経常的に支出される経費に使われている割合です。

この比率が高くなるほど、市の新たな事業を展開するための経費的なゆとりがなくなることを表します。

このように市の財政状況を表す経常収支比率は91.7%で、前年度と比較して2.7ポイント改善しました。

経常収支比率を家庭に置き換えると？

鶴ヶ島市の経常収支比率を月収30万円の家計にたとえると、平成26年度は1万6800円を自由に使えたのが、平成27年度には2万4900円に増えたこととなります。

歳出において、一部事務組合への負担金や介護保険特別会計繰出金などの増加があったものの、歳入において、経常的に収入される財源のうち、市税および地方消費税交付金などの増加があったことから、一般財源の負担比率が小さくなったことを示しています。

今後も健全な財政を維持していくためには、市税などの自主的な財源の確保とともに、引き続き適切な歳出管理をしていくことが望ましいものと考えています。

平成27年度の監査実施状況結果

平成27年度に市が行った財務事務や事務事業の執行について、市の監査委員が、地方自治法の規定に基づく例月出納検査、定例監査、補助団体などの監査、決算審査および基金運用状況審査並びに財政健全化法の規定に基づく審査などの各種監査を実施しました。

その結果、財務事務や事務事業の執行状況は、公正で合理的かつ効率的に処理されていたものと認められました。なお、各種監査結果につきましては、市ホームページに掲載してあります。

問合せ先 監査委員事務局